

南部町条例第14号

南部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月22日

南部町長

陶山清孝

南部町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

南部町職員等の旅費に関する条例（令和7年南部町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った各号の規定により算定した額の合計額とする。

第16条第1項第3号ただし書中「第1号の規定により算定した」を「取得した見積」に改め、「とする」の次に「（第1項本文に規定する現に運送を行った各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計するときは、この限りでない。）」を加える。

別表第1の1の表北海道の項中「13,000円」を「15,000円」に改め、同表青森県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表岩手県の項中「9,000円」を「10,000円」に改め、同表宮城県の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表福島県の項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表栃木県の項中「10,000円」を「11,000円」に改め、同表群馬県の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表埼玉県の項中「19,000円」を「16,000円」に改め、同表東京都の項中「19,000円」を「21,000円」に改め、同表石川県の項中「9,000円」を「10,000円」に改め、同表山梨県

の項中「12,000円」を「13,000円」に改め、同表長野県の項中「11,000円」を「13,000円」に改め、同表静岡県 の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表愛知県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表三重県の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表京都府の項中「19,000円」を「20,000円」に改め、同表大阪府の項中「13,000円」を「16,000円」に改め、同表兵庫県 の項中「12,000円」を「17,000円」に改め、同表奈良県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表鳥取県の項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表島根県の項中「9,000円」を「12,000円」に改め、同表岡山県の項中「10,000円」を「14,000円」に改め、同表広島県の項中「13,000円」を「14,000円」に改め、同表山口県の項中「8,000円」を「9,000円」に改め、同表愛媛県の項中「10,000円」を「12,000円」に改め、同表高知県の項中「11,000円」を「12,000円」に改め、同表福岡県の項中「18,000円」を「17,000円」に改め、同表長崎県の項中「11,000円」を「13,000円」に改める。

別表第1の1の表宮崎県の項及び鹿児島県の項中「12,000円」を「11,000円」に改める。

別表第1の1の表沖縄県の項中「11,000円」を「12,000円」に改める。

別表第1の2の表中「26,000円」を「29,000円」に、「32,000円」を「30,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「21,000円」を「24,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の南部町職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行について適用し、施行日前

に出発した旅行については、なお従前の例による。